

5. 解説：社会貢献に関する組織体

「社会貢献」とは、自らの自発的意思によって、社会に対して何らかの役に立つことをしたい、貢献をしたいとの思いで活動することの総称であり、個人レベル/組織(グループ、団体、企業等)レベル、無償レベル(無報酬性)/有償レベル(非営利性)、地域・国内レベル/国際レベル等々、具体の活動においては様々な態様がある。自らの利益よりも、社会(公共)の利益を優先することをもって「社会貢献」たらしめる。

参考：個人でできる社会貢献とは？種類や活動例など徹底解説 2021年2月26日 2021年4月30日 Gooddo マガジン https://gooddo.jp/magazine/social_contribution/

「ボランティア活動」は、無償タイプの社会貢献活動と云え、より正確には、「自発的に(自発性・主体性の原則)、他者や社会のために(社会性・連帯性の原則)、金銭的な利益を第一に求めない(無給性・無償性の原則)活動のこと。また、誰もが暮しやすい豊かな社会をめざして、さまざまな人や団体とつながり、ネットワークをつくりながら、社会の課題の解決に取り組む活動(創造性・先駆性・開拓性の原則)」(出典：ボラ市民ウェブ by 東京ボランティア・市民活動センター <https://tinyurl.com/yf8l7ehx>)と定義されている。

日本においては、阪神・淡路大震災(1995年)の復旧に全国から140万人のボランティアが集まり、ボランティア元年と云われている。3年後のNPO法成立(1998年)のきっかけとされる。また、近年、企業が行っている「CSR(Corporate Social Responsibility:社会的責任)」は組織レベルの無償タイプのボランティアといえる。

これに対して、株式会社、NPO/NPO法人、一般社団法人、権利能力なき社団、そして任意団体等が行う社会貢献活動は、活動主体の維持のために活動内容に応じて有償レベルとなる。

NPOとは“Non Profit Organization”(非営利組織)の略称で、「様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称で、このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、『特定非営利活動法人(NPO法人)』と云う。さらに、「NPO法人のうち実績判定期間(直前の2事業年度)において一定の基準を満たすものとして所轄庁の「認定」を受けた法人は、認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)となり、税制上の優遇措置を受けることができる。」なお、NPO的活動を国際レベルで行う場合は、“NGO(Non-governmental Organization)” (非政府組織)と称される。

(出典：内閣府NPOホームページ <https://tinyurl.com/yf4tz4nl>)

非営利法人としては、NPO法人以外に「一般社団法人」がある。NPO法人は「認可」が必要であるが、一般社団法人は「登記」で設立でき、事業活動内容は自由である。いわば、配当ができない株式会社という形態である。これらのような法的な法人格を持たないが、同等の組織運営を行う組織を(狭義の)「権利能力なき社団」と云う。金融機関に口座開設する場合にはこの確認がなされる。法人や(狭義の)権利能力なき社団以外の団体がいわゆる「任意団体」となる。

参考：権利能力なき社団まとめ 2021.04.28 法律すたでい <https://tinyurl.com/yhl4rlss>